

ハイライト:

- ・令和5年度税制改正 個人所得課税等のポイントを解説します！
- ・その他の改正をワンポイントで取り上げます！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

令和5年度税制改正
のポイント
<個人所得課税・
資産課税関係>

ワンポイント 2
確定申告用紙について

3月13日から屋内・屋外を問わず、マスクの着用が個人の判断に委ねられます。ちょうど花粉症の時期と重なりますので、脱マスクは難しいですが、息苦しさが少しは解消できそうです。

第93号では、令和5年度税制改正から、個人所得課税等の改正を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香



令和5年度税制改正のポイント <個人所得課税・資産課税関係>

令和5年度の個人所得課税及び資産課税関係の主な改正について解説いたします。

NISAの見直し (^_^)

平成6年1月1日より、NISA制度が下記の通り変わります。非課税期間は無制限、非課税保有限度額は両制度併せて1,800万円までとなります。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120 万円		240 万円
非課税保有期間	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 (総枠)	1,800 万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が 告示で定める要件を満たしたものに限り)		上場株式・公募株式投資信託等 [※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

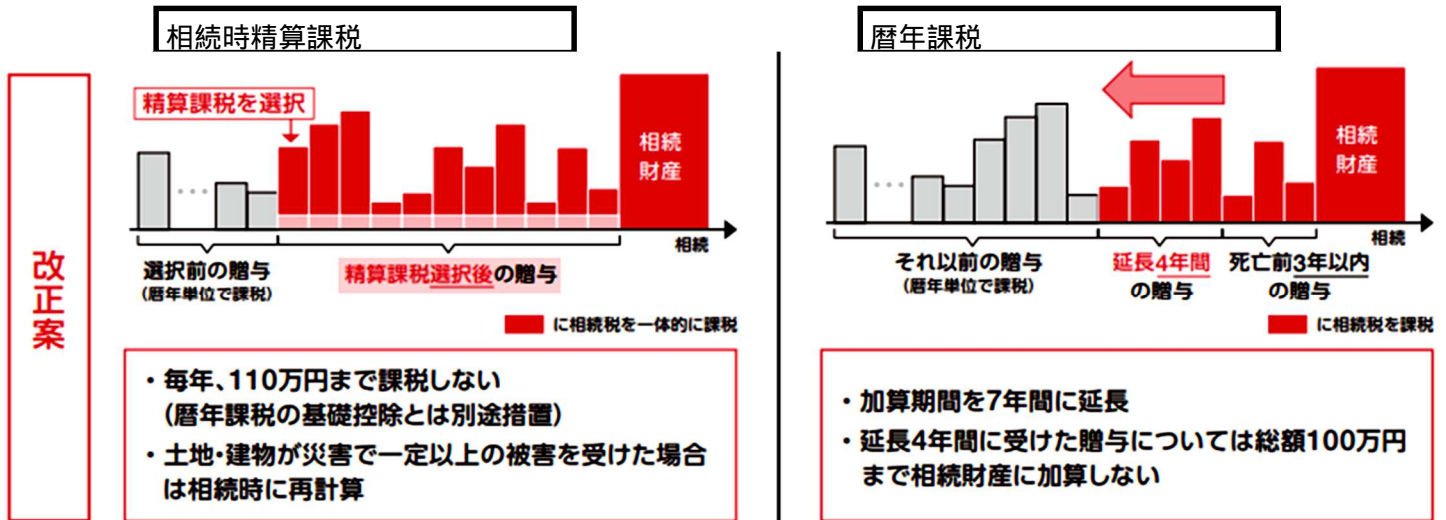
< 出典:財務省令和5年度税制改正(案)のポイント >

相続時精算課税・暦年課税の見直し

暦年課税において贈与を受けた財産を相続財産に加算する期間を相続開始前3年間から7年間に延長し、延長した4年間に受けた贈与のうち総額100万円までは相続財産に加算しないという見直しが行われま

す。令和10年1月1日以降の相続開始日から加算期間が順次延長されます。

相続時精算課税においては、現行の暦年課税の基礎控除とは別途、110万円の基礎控除を創設するとともに、相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われます。相続時精算課税は、平成15年に創設された制度です。生前に2,500万円までの贈与については税金がかからず移転でき、それを超える贈与については一律20%の課税となり、相続発生時には生前贈与の財産を贈与時点の時価で相続財産に加算して相続税の計算を行い、すでに納税している税額を精算する仕組みです。2,500万円までの非課税枠に加え、毎年110万円の基礎控除枠が設けられることになります。



< 出典: 財務省令和5年度税制改正(案)のポイント >

教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長等

教育資金の一括贈与の制度は3年間(令和8年3月末まで)、結婚・子育て資金の一括贈与の制度は2年間(令和7年3月末まで)、それぞれ延長されます。

また、契約終了時点の残高に対しては、軽減税率ではなく一般税率での課税に改正されます。

スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設(△)

個人が保有する株式を売却し、その売却資金で新たに会社を設立するための出資を行った場合、もしくはプレ・シード期にあるスタートアップ企業へ出資した場合には、その出資に要した金額について譲渡益課税を行わないという措置が創設されます。対象となる譲渡益の上限は20億円です。

ホームページもご覧ください。お役立ち情報を更新しています！

<https://my-naka.com/>

ワンポイント - 確定申告書類について

令和4年度の確定申告書から申告書様式が変わり、1種類のみとなります。

また、下記の選択が新たに表示されていますが、既に公金受取口座を登録していれば右に、税金の還付金口座を公金受取口座として新たに登録することに同意の場合は左に をつけます。両方には をつけられませんのでご注意ください。

公金受取口座登録の同意 公金受取口座の利用

**税理士法人 舞
中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。